

産業廃棄物処理施設設置許可申請の手引き

産業廃棄物処理施設設置許可を取得しようとする方向け

令和8年3月31日

沖縄県
環境部 環境整備課

目次

第1章 許可取得までの流れ.....	- 1 -
第2章 許可申請について.....	- 2 -
1 手続の種類.....	- 2 -
(1) 設置許可申請.....	- 2 -
(2) 変更許可申請.....	- 3 -
(3) 軽微変更等届出.....	- 4 -
(4) 譲受・借受許可.....	- 5 -
(5) 法人合併・分割認可.....	- 5 -
2 申請手続の流れ.....	- 6 -
3 許可申請書の提出方法.....	- 7 -
(1) 申請書類の提出場所.....	- 7 -
(2) 提出部数.....	- 7 -
(3) 県外からの申請について（返信用封筒・県証紙の購入）.....	- 7 -
4 その他確認すべき事項（必ず読んでください。）.....	- 8 -
(1) 他法令の手続について.....	- 8 -
(2) 産業廃棄物処理施設等の設置に関する事前協議.....	- 8 -
(3) 那覇市内での設置.....	- 8 -
(4) 審査について.....	- 8 -
(5) 許可証の交付について.....	- 9 -
第3章 申請書の作成要領.....	- 10 -
1 申請書様式について.....	- 10 -
2 申請書及び添付書類への押印について.....	- 10 -
3 申請書様式の記入要領.....	- 10 -
第4章 添付書類の作成要領.....	- 16 -
1-1 必要書類リスト.....	- 16 -
1-2 担当者連絡用紙.....	- 16 -
2 許可申請書.....	- 16 -
3 申請手数料.....	- 16 -
4 処理施設の構造を明らかにする書類.....	- 17 -
5 周辺の地形・地質・地下水の状況を明らかにする書類.....	- 17 -
6 処理工程図.....	- 17 -
7 見取図・公図.....	- 17 -
8 技術的能力を説明する書類.....	- 18 -
9 施設の設置及び維持管理に要する資金の総額、その資金の調達方法を 記載した書類（様式4-1）.....	- 18 -
10 経理書類.....	- 19 -
10-1 申請者が法人である場合.....	- 19 -
10-2 申請者が個人である場合.....	- 19 -
11 申請者に関する書類.....	- 20 -
11-1 申請者が法人である場合.....	- 20 -
11-2 申請者が個人である場合.....	- 20 -
12 欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面.....	- 20 -

13 役員に関する書類	- 20 -
14 法定代理人に関する書類	- 21 -
14-1 法定代理人が法人である場合	- 21 -
14-2 法定代理人が個人である場合	- 21 -
15 出資者に関する書類	- 21 -
15-1 出資者が法人である場合	- 21 -
15-2 出資者が個人である場合	- 21 -
16 使用人に関する書類	- 21 -
17 有価証券報告書	- 22 -
18 先行許可証	- 22 -
19 生活環境影響調査結果	- 23 -
20 その他の書類	- 23 -
21 添付を省略した書類の一覧及びその理由を記載した書類	- 24 -
22 直近に交付された許可証の写し	- 24 -
23 委任状	- 24 -
第5章 添付書類の省略について	- 25 -
1 有価証券報告書を提出した場合に省略可能な書類	- 25 -
2 先行許可証を提出した場合に省略可能な書類	- 25 -
3 同時に複数の申請・届出を行う場合に省略可能な書類	- 25 -
参 考 事 項	- 26 -
1 各種公的書類の交付場所について	- 26 -
2 県が公開している関係様式の一覧	- 26 -
3 産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）について	- 27 -
4 産業廃棄物処理施設の許可番号について	- 28 -

第1章 許可取得までの流れ

当県では、産業廃棄物処理施設の設置に係る事前協議制度を設けています。産業廃棄物処理施設設置許可を取得する場合、特定の施設を設置する場合に限り、許可申請前に事前協議の手続を要します。事前協議の詳細については、[沖縄県産業廃棄物処理施設等に関する指導要綱](#)をご覧ください。

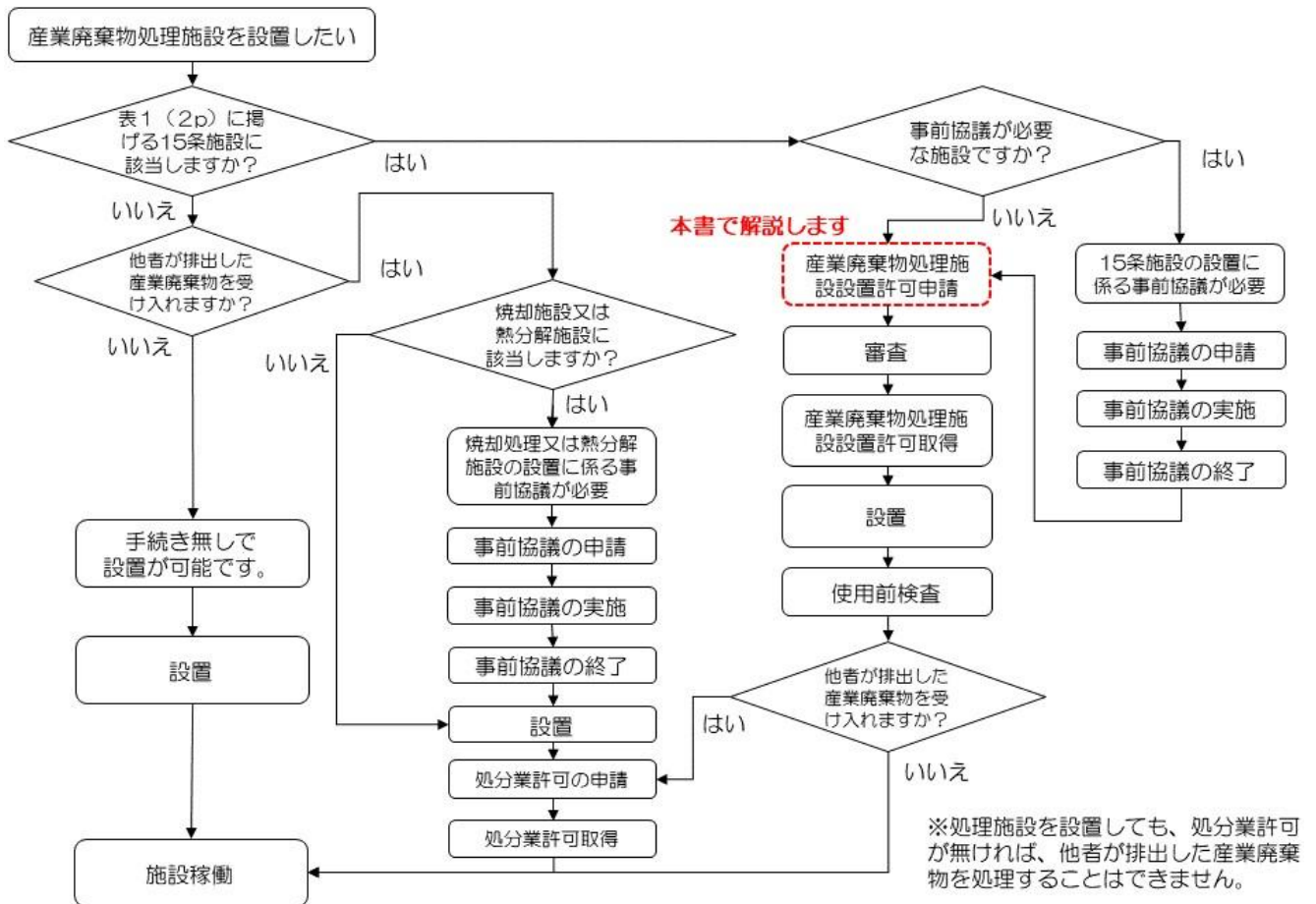


図1 産業廃棄物処理施設設置許可取得までの手続フローチャート

第2章 許可申請について

1 手続の種類

(1) 設置許可申請

廃棄物処理法施行令第7条で定める産業廃棄物処理施設（表1）を設置するにあたっては、申請を行い、法第15条第1項に基づく設置許可を受ける必要があります。

表1 廃棄物処理法第15条に基づく許可が必要な処理施設の一覧

No.	施設の種類	能力	事前協議
1	汚泥の脱水施設	処理能力：10m ³ /日超	不要
2	汚泥の乾燥施設	処理能力：10m ³ /日超 (天日乾燥施設の場合は、100m ³ /日超)	不要
3	汚泥の焼却施設 (PCB等を除く)	次のいずれかに該当する施設 ・処理能力：5m ³ /日超 ・処理能力：200kg/時以上 ・火格子面積：2m ² 以上	必要
4	廃油の油水分離施設 (PCB等を除く)	処理能力：10m ³ /日超	不要
5	廃油の焼却施設 (PCB等を除く)	次のいずれかに該当する施設 ・処理能力：1 m ³ /日超 ・処理能力：200 kg/時以上 ・火格子面積：2m ² 以上	必要
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	処理能力：50m ³ /日超	不要
7	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力：5t/日超	不要
8-1	廃プラスチック類の焼却施設 (PCB等を除く)	次のいずれかに該当する施設 ・処理能力：100kg/日超 ・火格子面積：2m ² 以上	必要
8-2	木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力：5t/日超	不要
9	有害金属等又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設	すべて	必要
10-1	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべて	必要
10-2	廃水銀等の硫化施設	すべて	必要
11-1	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	すべて	必要
11-2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	すべて	必要
12-1	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	すべて	必要
12-2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	すべて	必要
13-1	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	すべて	必要
13-2	産業廃棄物の焼却施設 (3、5、8、14に掲げるものを除く。)	次のいずれかに該当する施設 ・処理能力：200kg/時超 ・火格子面積：2m ² 以上	必要
14	産業廃棄物の最終処分場	すべて	必要

(2) 変更許可申請

処理施設の設置後、下記①～⑦の事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更許可を受けなければなりません。①～⑦以外の軽微な事項を変更する場合は、(3)の軽微変更等届出を提出してください。

①処理能力が 10%以上増加する変更

②処理施設の設置の位置に係る変更

同一事業場内で施設の位置を移動させる場合は、変更許可を受けなければなりません。事業場を離れ、別の場所に移動させて設置する場合は、新規設置許可が必要となります。

③処理施設の処理方式に係る変更

④処理施設の構造・設備に係る変更であって、処理施設の種類に応じた次の設備の変更

○汚泥の脱水施設：脱水機

○汚泥の乾燥施設：乾燥設備

○汚泥・廃油・廃プラスチック類・廃 PCB 等・産業廃棄物の焼却施設：燃烧室

○廃油の油水分離施設：油水分離設備

○廃酸・廃アルカリの中和施設：中和槽

○廃プラスチック類・木くず・がれき類の破碎施設：破碎機

○ダイオキシン類等を含む汚泥のコンクリート固形化施設：混練設備

○水銀等を含む汚泥のばい焼施設：ばい焼室

○汚泥・廃酸・廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設：熱分解設備又は分解槽

○廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設：熔融炉又は破碎設備

○廃 PCB 等の分解施設：反応設備

○廃 PCB 等の洗浄施設又は分離施設：洗浄設備又は分離設備

○遮断型産業廃棄物最終処分場：外周仕切設備

○安定型産業廃棄物最終処分場：擁壁又はえん堤

○管理型産業廃棄物最終処分場：遮水層又は擁壁若しくはえん堤

⑤処理施設の構造・設備に係る変更であって、当該変更に伴う排ガスの性状・放流水の水質の変化により生活環境への影響を増大させることとなる変更

⑥処理に伴い生ずる排ガス・排水の排出方法（排出口の位置、排出先等）の変更、又は排出量を増大する変更

⑦維持管理に関する計画に係る次に掲げる事項の変更

○排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値の変更（影響が減少することとなる変更を除く）

○排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度を低くする変更

○その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項の変更

(3) 軽微変更等届出

許可取得後、下記の事項を変更する際は、軽微変更等届出書を提出する必要があります。[産業廃棄物処理施設の軽微変更等届出に係る必要書類リスト](#)を確認し、変更後、遅滞なく必要書類を管轄保健所へ提出してください。

<軽微変更等届出が必要な場合>

- ・住所の変更
- ・氏名の変更
- ・名称（法人名称）の変更
- ・代表者氏名の変更
- ・法定代理人の変更
- ・役員の変更
- ・出資者の変更
- ・使用人の変更
- ・変更許可を要する変更（(2) ①～⑦）に該当しない軽微な変更
- ・焼却施設にあっては、焼却灰の処分方法
- ・油水分離施設、中和施設、分解施設にあっては、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法の変更
- ・廃水銀等の硫化施設にあっては、処理に伴い生じる廃棄物の処分方法の変更
- ・廃石綿等・石綿含有産業廃棄物の熔融施設にあっては、廃石綿等または石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法の変更
- ・最終処分場にあっては、埋立処分の計画の変更
- ・最終処分場にあっては、災害防止のための計画の変更
- ・産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更
- ・着工予定年月日の変更
- ・使用予定年月日の変更
- ・施設の廃止
- ・施設の休止
- ・休止中の施設の再開

<注意>

施設の老朽化等に伴う施設（の一部）の更新・交換について

施設の老朽化等に伴い、施設の全部を更新する場合や、施設の一部を交換する場合は、[令和3年4月5日環境省通知「産業廃棄物処理施設の更新及び交換に係る手続について（通知）」](#)に従って、手続を行うこととなります。更新・交換する施設の構造・設備等により、手続が異なりますので、変更を行う前に必ず管轄保健所へ連絡し、必要な手続を確認してください。

(4) 譲受・借受許可

産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた者から、当該産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

なお、本書では譲受・借受許可について解説しておりませんので、直接、管轄保健所又は環境整備課へお問い合わせください。

(5) 法人合併・分割認可

産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた者が法人である場合において、当該法人の合併又は分割する場合は、都道府県知事の認可を受けなければなりません。

ただし、産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた法人が、当該法人の合併又は分割後も存続する場合は、認可は不要です。

なお、本書では法人合併・分割許可について解説しておりませんので、直接、管轄保健所又は環境整備課へお問い合わせください。

2 申請手続の流れ

設置許可申請にあたっては、図2のフローに従って手続を進めてください。

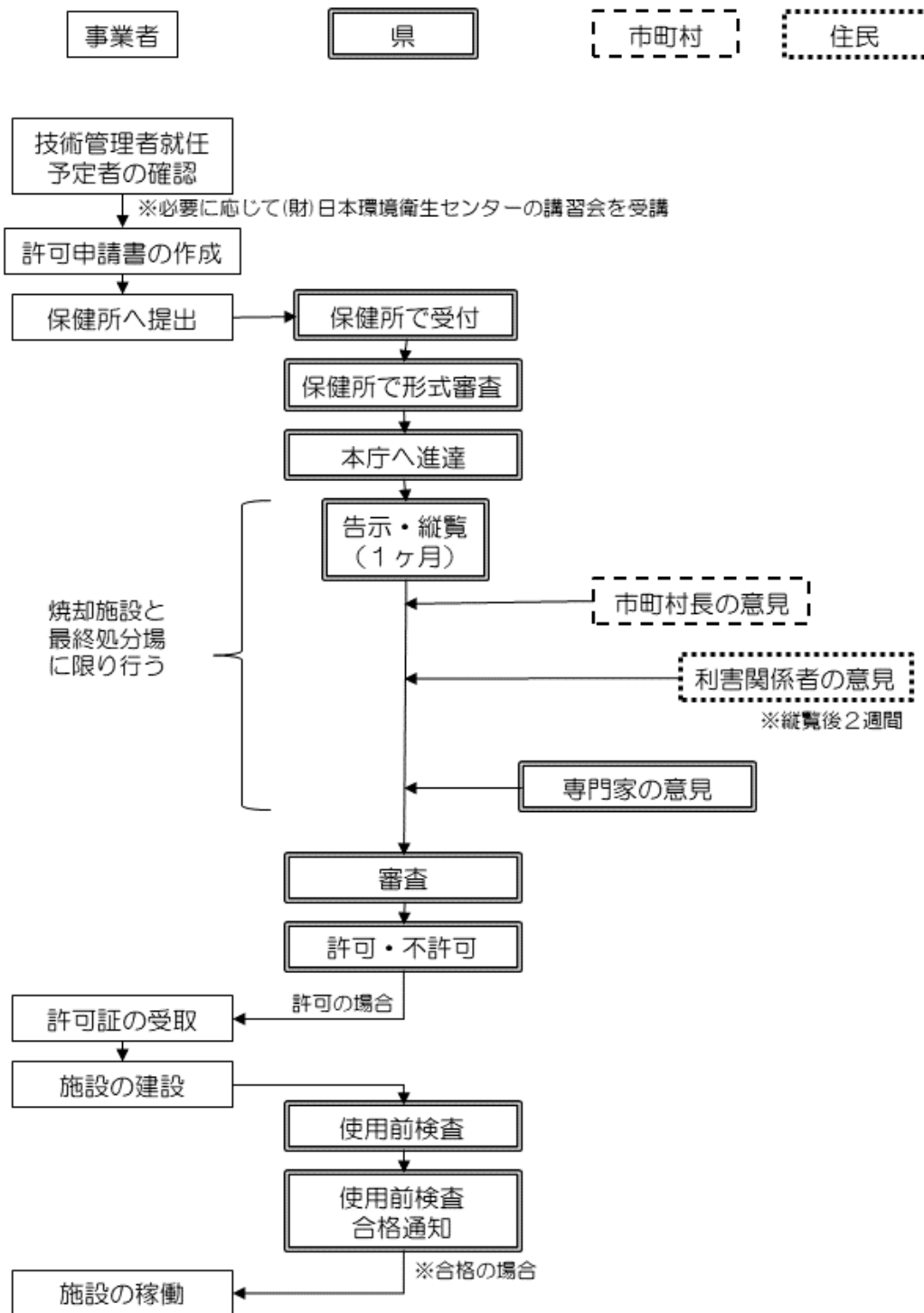


図2 設置許可申請から施設稼働までのフロー

<申請の取り下げについて>

申請を行った後、諸般の事情により申請を取り下げたい場合は、取下げ願い書（様式 6-1）をご提出ください。

※申請手数料については、沖縄県使用料及び手数料条例第6条の規定に基づき還付できません。

※更新許可申請の取り下げについては、取下げ後、許可証を返納いただく必要があります。

3 許可申請書の提出方法

(1) 申請書類の提出場所

以下のア～イの内、該当する管轄の保健所へ申請書類を提出してください。なお、あらかじめ管轄保健所に連絡して、担当者と来所時間を調整してください。

ア 当該処理施設の設置場所の所在地を管轄する保健所

イ 移動式の移動式処理施設の場合は、駐機場所の所在地を管轄する保健所

※ 設置場所が複数の市町村にまたがる場合等の特殊な事例については、保健所までお問い合わせください。

表2 各保健所の連絡先・住所と管轄区域

保健所名	連絡先・住所	管轄区域
北部保健所 生活環境班	0980-52-2636 名護市大中 2-13-1	名護市、本部町、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中部保健所 環境保全班	098-989-6610 沖縄市美原 1-6-28	沖縄市、うるま市、宜野湾市、金武町、嘉手納町、北谷町、恩納村、宜野座村、読谷村、北中城村、中城村
南部保健所 環境保全班	098-889-6846 南風原町字宮平 212	浦添市、豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、八重瀬町、与那原町、西原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村
宮古保健所 生活環境班	0980-72-3501 宮古島市平良字東仲宗根 476	宮古島市、多良間村
八重山保健所 生活環境班	0980-82-3243 石垣市字真栄里 438	石垣市、竹富町、与那国町

※那覇市内に産業廃棄物処理施設を設置する場合は、p8参照。

(2) 提出部数

正副2部（申請書の副本を控えとして保管したい場合は3部。1部に収受印を押印してお返しします。）

副本は、正本の写し（コピーしたもの）で構いません。

(3) 県外からの申請について（返信用封筒・県証紙の購入）

ア 県外からの申請等により申請書を送付する場合は、下記返信用を同封してください。

i) 申請者宛先が書かれたレターパックプラス（許可証送付用）1部

※申請書の控えとして保健所収受印が必要な場合は返信用2部。

※行政書士の委任状がある場合のみ、行政書士の宛先も可。

イ 郵送等の場合の県証紙は、下記販売所で購入できます。申請の際には、申請手数料貼付用紙に貼り付けて、申請書と一緒に送付してください。（各申請の手数料の金額はp11参照）

【県外向け郵送販売取扱い売りさばき所】

金秀商事株式会社（県庁本庁舎地下1階売店） 電話：098-868-4001

沖縄県母子寡婦福祉連合会（南部合同庁舎2階売店）電話：098-867-8176

必要書類リスト・申請書様式・記載例については、下記ホームページからダウンロードできます。



[必要書類リスト](#)
ページ番号 1004163



[様式・記載例](#)
ページ番号 1028606

インターネットで「[沖縄県](#)
[ページ番号 1028606](#)」と
検索することもできます。

4 その他確認すべき事項（必ず読んでください。）

(1) 他法令の手続について

申請にあたり、環境関連法規及びその他法令（都市計画法、建築基準法、農地法、農業振興法、貨物自動車運送法等）に係る規制の有無を確認し、規制を受けている場合には、必要な手続を行うようにして下さい。

(2) 産業廃棄物処理施設等の設置に関する事前協議

産業廃棄物処理施設の設置許可申請を行う場合で、「[沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱](#)」に定める施設（焼却施設、最終処分場等）を設置しようとする場合には、同要綱に基づく県との事前協議が必要となります。[表1](#)を確認し、事前協議の要否を確認して下さい。事前協議の詳細については、同要綱を御覧下さい。

また、同要綱の対象ではない施設にあっても、産業廃棄物処理施設の設置に係る周辺地域住民とのトラブルを未然に防止するため、設置許可申請の前に、周辺地域住民に対して事業内容を十分に説明し理解を得て下さい。

(3) 那覇市内での設置

那覇市内の地域に産業廃棄物処理施設を設置するには、那覇市長の許可を受ける必要があります。例えば、移動式施設を設置する場合で、那覇市内を含む県内一円の排出事業場に処理施設を設置するには、県知事の許可と那覇市長の許可を受ける必要があります。

<那覇市担当部署の連絡先>

那覇市環境政策課：098-951-3231



[那覇市HP](#)

(4) 審査について

審査の標準処理期間は申請書受理後 65 日（焼却施設及び最終処分場の場合は、130 日）です。申請内容に誤りや書類の不足等がある場合は、書類の修正や追加提出を指示します。なお、補正に要する期間、土日、祝祭日等は、標準作業期間に含まれません。

また、審査にあたっては、次の事項を確認します。

ア 技術上の基準等

現場確認又は書類審査により、設置に関する計画が、廃棄物処理法で定める産業廃棄物処理施設の技術上の基準に適合しているか審査します。基準に適合しない場合は不許可となりますので、基準に適合するように計画をしてください。

イ 周辺地域の生活環境保全への配慮等

産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、周辺地域や周辺施設の生活環境の保全について、適切に配慮されている必要がありますので、十分配慮した上で、設置に関する計画や維持管理計画を立ててください。

ウ 経理的基礎

産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確にかつ継続的に行うに足りる経理的基礎を有していることが許可基準として定められています。そのため、経営状況が債務超過に陥っている場合等については、不許可となる場合があります。

エ 欠格要件

許可基準に定められた欠格要件への該当性の有無を確認するため、県警察本部や地方

検察庁、本籍市町村に対し、申請者、役員、未成年者の法定代理人（法定代理人が法人である場合には、法人及び役員）出資者、使用人の犯罪歴等の照会を行います。

また、暴力団員であるなどの欠格要件に該当する者がいる場合、不許可となります。添付書類の「欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面」（様式1-4）を作成する際に留意してください。

(5) 許可証の交付について

ア 許可証の交付

許可証は、管轄保健所が交付しますので、保健所から連絡があった場合は、保健所の指示に従ってください。なお、郵送をご希望する場合は、郵送料をご負担いただくこととなります。送付先を記入したレターパック等を提出するなど、あらかじめ郵送方法を管轄保健所の担当者と調整してください。

イ 許可証の取扱い

- (ア) 許可証は事務所等の見やすい場所に掲示して下さい。
- (イ) 許可証を他人に譲渡する、あるいは貸与することはできません。
- (ウ) 新たな許可証の交付、施設の廃止等の理由によって不要となった許可証は、速やかに返納して下さい。

第3章 申請書の作成要領

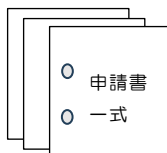
1 申請書様式について

産業廃棄物処理施設の設置許可申請書は、廃棄物処理法施行規則により以下の表のとおり申請書様式が定められています。申請種別に応じて様式を選択し、[記載例](#)と記入要領（[第3章3](#)）を参考に記入して下さい。

各申請書様式及びその記載例は、県環境整備課ホームページからダウンロードできます。

表3 申請書様式

申請種別	申請書様式
設置許可申請	様式第 18 号
変更許可申請	様式第 22 号
譲受・借受許可申請	様式第 26 号
法人合併・分割	様式第 27 号



申請書一式は、チェックリストの順番どおりに並べ、
ファイル等に綴ってご提出ください。

[環境整備課 HP](#)
(様式ダウンロードページ)
[ページ番号 1028606](#)

2 申請書及び添付書類への押印について

県が公開している申請書様式については、基本的に押印不要です。一方、賃貸借契約書等の民間事業者同士の契約書等については、押印が必要です。

押印不要書類：県が公開している様式（様式第 18 号、様式第 22 号等）

押印必要書類：賃貸借契約書、行政書士の委任状等

3 申請書様式の記入要領

(1) 申請の日付

申請年月日を正確に記入してください。

(2) 申請者の住所

個人の場合：住民票抄本に記載されている住所を省略せずに記入してください。

法人の場合：履歴事項全部証明書に記載されている住所を記入してください。

(3) 申請者の氏名

個人の場合：住民票抄本に記載されている氏名を記入してください。

法人の場合：履歴事項全部証明書に記載されている「法人名」＋「代表者役職」＋「代表者氏名」を記入してください。

(4) 電話番号

申請者のものを記載してください。

(5) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

施設の設置を予定している場所の住所を、土地の全部事項証明書の記載どおりに正確に記入してください。また、地番が複数にまたがる場合は、その全筆を記入して下さい。

※ 小字の省略やハイフンによる略式記載はしないでください。

(6) 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物処理法施行令第7条に規定された施設の区分（汚泥の脱水施設、がれき類の破碎施設等）（[表1](#)）を記載して下さい。

(7) 処理する産業廃棄物の種類

ア 取り扱う産業廃棄物の種類

廃棄物処理法で定義される産業廃棄物の種類は表4のとおりです。また、主な特別管理産業廃棄物の主な種類は表5のとおりです。これらのうち、取り扱う産業廃棄物の種類を記入してください。

表4 産業廃棄物の種類一覧（全20種類）

①燃え殻	⑪動物系固形不要物
②汚泥	⑫ゴムくず
③廃油	⑬金属くず
④廃酸	⑭ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
⑤廃アルカリ	⑮銻さい
⑥廃プラスチック類	⑯がれき類
⑦紙くず	⑰動物のふん尿
⑧木くず	⑱動物の死体
⑨繊維くず	⑲ばいじん
⑩動植物性残さ	⑳産業廃棄物の処理物（第13号廃棄物）

イ 石綿含有産業廃棄物の取扱い

②汚泥、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑭ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑯がれき類を取り扱う場合は、廃棄物の種類ごとに、石綿含有産業廃棄物の取扱いの有無を記入してください。

ウ 水銀含有ばいじん等の取扱い

①燃え殻、②汚泥、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑮銻さい、⑲ばいじんを取り扱う場合は、廃棄物の種類ごとに、水銀含有ばいじん等の取扱いの有無を記入してください。

エ 水銀使用製品産業廃棄物の取扱い

取り扱う産業廃棄物の種類に関わらず、水銀使用製品産業廃棄物の取扱いの有無を記入してください。

表 5 主な特別管理産業廃棄物の種類

通し番号	特別管理産業廃棄物の名称	
1	廃油（揮発油類、灯油類、軽油類に限る。）	
2	廃酸（pH2.0 以下）	
3	廃アルカリ（pH12.5 以上）	
4	感染性産業廃棄物	
5-1	特定有害 産業廃棄物	廃 PCB 等
5-2		PCB 汚染物
5-3		PCB 処理物
5-4		廃水銀等及びその処理物
5-5		指定下水汚泥及びその処理物
5-6		鉍さい及びその処理物※
5-7		廃石綿等
5-8		ばいじん及びその処理物※
5-9		燃え殻及びその処理物※
5-10		廃油及びその処理物※
5-11		汚泥及びその処理物※
5-12		廃酸及びその処理物※
5-13		廃アルカリ及びその処理物※

※ 特定有害産業廃棄物の内、「※」が記載されている品目については、有害金属等を含むことにより有害性を有する特別管理産業廃棄物です。これらを取り扱う場合には、申請書に取り扱う有害金属等を記入して申請してください。

(6) 着工予定年月日

当該施設の設置に係る工事の着工予定年月日を記入してください。

(7) 使用開始予定日

当該施設の使用を開始する予定年月日を記入してください。

(8) 許可の年月日と許可番号

記入は不要です。

(9) 処理能力

設置する産業廃棄物の処理能力を記載してください。

<最終処分場以外>

下記ア～エの数値を全て記入する必要があります。

ア 1日あたりに処理できる産業廃棄物のトン数 (t/日)

イ 1日あたりに処理できる産業廃棄物の体積 (m³/日)

ウ 1時間あたりに処理できる産業廃棄物のトン数 (t/時)

エ 1時間あたりに処理できる産業廃棄物の体積 (m³/時)

※ ア・イについては、記載例のように、1日あたりの稼働時間を括弧書きで追記してください。稼働時間が1日あたり8時間に満たない場合は、1日を8時間として計算してください。

※トン数と体積を換算する際は、換算係数表(28p)を参考に換算してください。

<最終処分場>

以下の2つの数値を記入する必要があります。

①埋立区域の埋立面積 (m²)

②埋立区域の埋立容量 (m³)

(10) 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項**ア 産業廃棄物処理施設の位置**

施設の設置予定場所の敷地内での施設の配置位置の所在地を、土地の全部事項証明書等に沿って地番等を省略せずに記入して下さい。事業場の所在地の地番が複数ある場合は、その地番のうち施設を配置する地番を記入して下さい。

また、敷地内における処理施設の配置の図面も必ず添付して下さい。

イ 産業廃棄物処理施設の処理方法

施設の処理方法には、例えば、脱水施設であればフィルタープレス方式等を、破碎施設であれば二軸破碎方式等を、焼却施設であればストーカ式、ロータリーキルン方式、乾留ガス化燃焼方式等を、最終処分場であれば安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場の別を記入して下さい。

ウ 産業廃棄物処理施設の構造及び設備

許可基準に適合することが確認できるよう主要な設備名を記入し、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他の図面等を添付して下さい。

生活環境保全に係る設備（スプリンクラー、防音壁、排水処理設備、排ガス処理設備等）については、その配置・規模等が明らかになるよう図面を作成し、必要に応じてパンフレットを添付してください。

エ 処理に伴い生ずる排ガス及び排水

排ガスについては、排ガス量、処理方法、煙突の数・設置位置・高さ等を記載して下さい。排水については、排水量、処理方法、放流口の数・位置・流向・放流先等を記載して下さい。

また、排ガス及び排水の処理方法については処理系統図を添付し、煙突の設置位置等や放流口の位置等についても図面も添付して下さい。

処理に伴い排ガス及び排水が生じない場合は、その旨と理由を記入して下さい。

オ 排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値

施設の定常運転を行った際の設計計算値を記入して下さい。

また、排ガス又は排水を生じない施設の場合、例えば、破碎施設であれば、生活環境影響調査結果を利用して、敷地境界線上における騒音予測値等を記入して下さい。

カ その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項

施設の主要な構造以外に、例えば「移動式破碎施設」であるなどの特記すべき事項を記入して下さい。

また、最終処分場の場合には、埋立処分開始後に必要となる観測井の位置を示した図面も添付して下さい。

(11) 維持管理に関する計画に係る事項

ア～ウの3点について記載する必要があります。なお、産業廃棄物処理施設の設置者は、廃棄物処理法第15条の2の3に基づき、規則第12の6及び12条の7に規定される「維持管理の技術上の基準」に従って産業廃棄物処理施設を維持管理する必要がありますので、同基準や生活環境影響評価の結果を考慮した上で、維持管理計画を立ててください。

ア 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値

生活環境影響調査において、申請者として施設に係る周辺の生活環境の保全を考慮した上で自ら達成することとした排ガスの濃度、放流水の水質、騒音レベル等を記入して下さい。各環境関連法令等において定められている規制基準値等を達成することとした数値とした場合には、当該規制基準値等を記入して下さい。

イ 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項

申請者自ら実施することとした排ガス等の測定頻度・箇所数等を記入して下さい。当該測定頻度等が廃棄物処理法等で定められているものと同じ場合であっても記入して下さい。

ウ その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

その他の維持管理に関する事項としては、廃棄物処理法で定められている維持管理基準以外の事項（例えば、施設の点検等に関する事項等）を記入して下さい。

(12) 災害防止のための計画

最終処分場である場合にのみ記入し、次の事項について、具体的な対策の内容や連絡体制等を記入して下さい。

- 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項
- 火災の発生の防止に関する事項
- その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項（台風や豪雨等による災害）

(11) 処理に伴って生じる廃棄物の処分方法

自家処分、委託処分のうち、該当するものに丸をつけ、設置する産業廃棄物処理施設の種類に応じて、処理に伴って生じる廃棄物の処分方法を記入してください。記入に当たっては、普通の産業廃棄物と特別管理産業廃棄物を区別してください。

表6 施設の種類に応じて申請書に記入すべき事項

施設の種類	申請書に記入すべき事項
焼却施設	焼却灰等の処分方法
廃油の油水分離施設 廃酸・廃アルカリの中和施設 汚泥・廃酸・廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	汚泥等の処分方法
廃水銀等の硫化施設	硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法
廃石綿等・石綿含有産業廃棄物の熔融施設	熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法

(12) 埋立処分の計画

最終処分場である場合のみ記入して下さい。

埋立処分の計画には、埋立方式（サンドイッチ方式、セル方式等）、埋立順序、埋立の法面の形状、埋立て高さ、埋立処分終了予定年月日、埋立処分終了後に行う維持管理の内容を記入して下さい。また、関連する図面も添付して下さい。

(13) 搬入搬出の時期・方法

処理施設への廃棄物の搬入及び処理残さ等の搬出の手段・搬出先、搬入・搬出の経路及び時間等を記入して下さい。経路については、地図も添付して下さい。

(14) 法定代理人

申請者が個人であり、かつ未成年の場合、法定代理人に関する以下の情報を記入してください。

法定代理人が個人である場合：法定代理人の氏名、生年月日、本籍、住所

法定代理人が法人である場合：法定代理人の法人名、住所、全役員の情報

(15) 役員

申請者が法人である場合、全役員について、氏名、生年月日、役職名、本籍、住所を住民票抄本又は履歴事項全部証明書の記載どおりに記入してください。

(16) 出資者

申請者が法人である場合、総株式又は総出資額の5%以上を出資している全ての者について、出資金額や出資割合等を記入する必要があります。また、出資者の種類（法人・個人）に応じて、以下のとおり、必要情報を記入してください。

＜出資者が法人の場合＞

出資法人の名称及び住所を、履歴事項全部証明書の記載どおりに記入してください。

＜出資者が個人の場合＞

出資者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を、住民票抄本の記載どおりに記入してください。

(17) 使用人

使用人を登録する場合に限り、当該使用人について、氏名、生年月日、本籍、住所を住民票の記載どおりに記載してください。

なお、記載内容は、使用人証明書（様式 1-5）と整合してください。

※ **使用人とは**、申請者の使用人であって、次のア又はイに掲げる者です。

ア 本店又は支店の代表者

イ アのほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、産業廃棄物処理業についての契約締結権限を有する者

第4章 添付書類の作成要領

必要書類リストの記載順に作成要領を解説します。各添付書類の作成にあたって参考にしてください。なお、公的機関（法務局、市町村等）が発行する書類については原則として申請日の3か月以内に発行されたものを添付してください。

【注意】

変更許可申請・軽微変更等届出に添付する図面について

変更や廃止に伴い、図面に変更が生じる場合は、新と旧の図面の両方を必ず添付してください。

1-1 必要書類リスト

当県では、[産業廃棄物処理施設設置許可申請に係る必要書類リスト](#)を県環境整備課のホームページで公開しています。同リストは、チェックリストの役割もありますので、提出前にチェック欄にチェックを入れて正しく書類が準備できているか最終確認をお願いします。

なお、提出に当たっては、同リストの順番どおりに書類を並べ提出してください。

1-2 担当者連絡用紙

申請後、申請書の内容に不備があった場合は、保健所又は環境整備課から申請者へ修正・確認の連絡を行っています。申請書作成の担当者氏名（行政書士に依頼している場合は行政書士氏名）、電話番号、メールアドレスを記載ください。様式は任意様式ですが、記載内容については参考様式をご確認ください。

2 許可申請書

第3章 [\(10p\)](#) で詳しく解説しています。申請様式に必要事項を記入の上、提出してください。

3 申請手数料

様式 1-10 又は様式 1-11 に沖縄県収入証紙（県証紙）を貼り付けて提出してください。

申請に当たっては、「沖縄県使用料及び手数料条例」に基づき、表7の申請手数料が必要となります。銀行又は各保健所内証紙売捌き所等で申請手数料相当の沖縄県収入証紙を購入し、申請書に添付してください。なお、申請手数料は、申請書を受理した後は、申請を取り下げることになった場合や不許可処分となった場合でも返還できません。

表7 申請手数料の金額

施設の種類	申請区分	申請手数料の額(円)
焼却施設・最終処分場 (様式 1-10)	設置許可申請	140,000
	変更許可申請	130,000
焼却施設・最終処分場以外 (様式 1-10)	設置許可申請	120,000
	変更許可申請	110,000
全ての産業廃棄物処理施設 (様式 1-11)	譲受・借受許可申請	70,000
	法人合併・分割認可申請	70,000

4 処理施設の構造を明らかにする書類

①設計計算書

構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他の図面等を添付して下さい。

②事業場の配置図

処理施設の設置場所、処理前の廃棄物の保管場所等がわかる事業場全体の配置図を添付して下さい。

③処理能力を示す書類

当該施設のメーカーが作成している能力計算書、仕様書やカタログ等も添付して下さい。なお、許可申請書に記載した処理能力と整合させてください。

※処理能力を示す書類が外国語で記載されている場合は、日本語訳を併せて提出してください。

<最終処分場に限り、④～⑬を添付>

④求積図

⑤埋立面積・埋立容量の計算書

⑥構造物の安定計算書、法面の安定計算書 及び 構造図

⑦雨水排水施設の設計計算書 及び 構造図

⑧浸出水集排水管の設計計算書 及び 構造図

⑨遮水工の種類、材質、施工に関する書類

⑩土量計算書

⑪平面図、縦横断面図、構造図

⑫管理棟、道路、囲い、門扉、表示板、堰堤等の構造図

⑬切土盛土図

5 周辺の地形・地質・地下水の状況を明らかにする書類

ア 周辺の地形に係る図面は、縮尺が1,000分の1程度のものにして下さい。

イ 地質及び地下水に係る調査結果書等には、ボーリング調査結果（柱状図を含む）も添付して下さい。

6 処理工程図

処理施設への廃棄物の搬入から、中間処理、処理残さの最終処分場への搬出までの工程等を分かりやすくフロー図で示して下さい。

7 見取図・公図

①見取図

周囲の広い範囲が確認できる縮尺が小さなもの（縮尺 2 万 5 千分の 1 程度のもの）と、周辺の住宅・病院等との距離が確認できる縮尺が大きなもの（縮尺 5 千分の 1 程度のもの）を添付して下さい。（電子地図の写し等）

②公図

申請日の3か月以内に法務局から発行されたもの（原本）を提出して下さい。

8 技術的能力を説明する書類

当県では、技術的能力を説明する書類として、廃棄物処理法第 21 条に規定される技術管理者の就任予定者の能力に関する書類を求めています。技術管理者は、維持管理に従事する他の職員を監督する立場でなければならないため、施設設置場所において常駐する責任者等が想定されます。

技術的能力を証明するために、次の書類を添付してください。

- ① 技術管理者の報告様式（様式 1-13）
- ② ①の内容に応じて、一般財団法人日本環境衛生センターが交付する技術管理者の認定証や資格、学歴、実務経験等を証明する書類

9 施設の設置及び維持管理に要する資金の総額、その資金の調達方法を記載した書類（様式 4-1）

ア 施設の設置及び維持管理に要する資金の総額とは、施設の設置及び維持管理に必要と判断される一切の資金を言います。事業計画に応じて、具体的な項目を挙げ、それぞれに必要な金額を記入して下さい。また、その際は、資本金の額その他、施設の整備に要する費用、最終処分場の維持管理に要する費用、損害賠償保険の保険料等も含めて下さい。

イ 施設を譲り受けて産業廃棄物処理施設として用いる等により、設置に係る新たな資金を必要としない場合、「0」と記入し、その理由を明記して下さい。ただし、維持管理費等については、継続して使用するにあたり、当該施設の経年劣化による必要な修繕費等を想定し、計上しておく必要があるため、できる限り具体的な金額を記入して下さい。

ウ 調達方法については、できる限り具体的に記入して下さい。

エ 自己資金で賄う場合には、その旨及び自己資金の額を記入するとともに、自己資金の額について金融機関で発行する残高証明書等を添付して下さい。

オ 資金を借り入れにより調達する場合は、金銭消費貸借契約書の写し、残高証明書等を添付して下さい。

10 経理書類

10-1 申請者が法人である場合

以下の①～④の決算書類に加え、税務署で取得した⑤を提出してください。

<提出書類>

- ① 貸借対照表（直近3年間分）
- ② 損益計算書（直近3年間分）
- ③ 株主資本等変動計算書（直近3年間分）
- ④ 個別注記表（直近3年間分）
- ⑤ 法人税の納税証明書（直近3年間分）※

※納付すべき額及び納付済額を証する書類「その1 納税額等証明用」

<注意事項>

- 納税証明書は、税務署で交付されるものを提出して下さい。
- 新たに法人を設立して産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合、過去の貸借対照表等がないことから、その旨を明記した上で、資本金の額、財務に係る事業計画が記載された長期財務計画書及び株主構成を提出して下さい。
- 経営状況が債務超過に陥っている場合等については、不許可となる場合がありますので、事前に相談してください。必要に応じ、今後5年間の長期財務計画書、金融機関からの融資状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を提出して頂く場合があります。経理的基礎の基準については、[令和2年3月30日付環境省通知「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設設置の許可事務等の取扱いについて（通知）」](#)の第一の4（経理的基礎）をご参照ください。

<中小企業診断士の経営診断書を提出が求められる場合の例>

直前3年間の自己資本比率の平均値及び直前期の値がマイナスの場合

※経理的基礎については、環境整備課（098-866-2231）へお問い合わせください。

10-2 申請者が個人である場合

<提出書類>

- ① 資産に関する調書（様式 1-3）
- ② 直近3年の所得税の納税証明書（納付すべき額及び納付済額を証する書類）

<注意事項>

- 資産に関する調書には、申請者の不動産、預貯金等の主な資産を記入し、その金額の根拠となる各種証明書を添付して下さい。
例1：不動産については市町村で発行する資産（課税）証明書（固定資産評価証明書）
例2：預貯金については金融機関で発行する残高証明書
- 所得税の納税証明書（その1）は、税務署で交付されるものを提出して下さい。
- また、納税証明書にて納付すべき額が確認できないなど経理的基礎を確認するため必要な場合に、所得を確認する事のできる「源泉徴収票の写し（支払者の押印がされたもの）」、又は「所得証明書」等も添付して下さい。
- 確定申告が必要な事業者で申告を行っていない場合には、所得税の申告・納税を行った上で納税証明書を提出して下さい。

11 申請者に関する書類

11-1 申請者が法人である場合

<提出書類>

- ①定款又は寄附行為の写し
- ②履歴事項全部証明書

<注意事項>

- 履歴事項全部証明書は、原則として、申請日の3か月以内に発行されたものを添付して下さい。
- 履歴事項全部証明書に代表理事しか記載されない組合等の理事の場合、総会議事録の写し等を添付してください。

11-2 申請者が個人である場合

<提出書類>

- ①住民票抄本（本籍地記載有り、マイナンバー記載無し、外国人の場合は国籍記載）
- ②登記されていないことの証明書

<注意事項>

- ①及び②は、原則として、申請日より3ヶ月以内に発行されたものを添付して下さい。
- 個人に係る登記されていないことの証明書とは、「後見登記等に関する法律第10条第1項」に規定する証明書で、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことです。証明書の交付は、全国の法務局及び地方法務局で行っていますので、登記されていないことの証明書に関する質問等は、地方法務局へ直接問い合わせてください。
- 登記されていないことの証明書は「氏名」「生年月日」「住所」または「本籍」が記載された証明書を添付してください。

12 欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面

申請者（申請者が法人の場合、役員、出資者も含まれます）、法定代理人、使用人が、暴力団員であるなどの欠格要件に該当しないことを十分に確認し、様式1-4を作成して下さい。

13 役員に関する書類

申請者が法人の場合に限り、法人の各役員に関する書類を提出する必要があります。

<提出書類>

- ①住民票抄本（本籍地記載有り、マイナンバー記載無し、外国人の場合は国籍記載）
- ②登記されていないことの証明書

<注意事項>

- 役員とは、法人の代表取締役、代表社員、取締役、監査役等のことを指します。

14 法定代理人に関する書類

申請者が未成年者の場合に限り、法定代理人に関する書類を提出する必要があります。法定代理人は法人である場合と個人である場合で、それぞれ提出書類が異なりますので注意が必要です。

14-1 法定代理人が法人である場合

<提出書類>

- ①法定代理人（法人）の履歴事項全部証明書
- ②法定代理人（法人）の役員の住民票抄本（本籍地記載有り、マイナンバー記載無し、外国人の場合は国籍記載）
- ③法定代理人（法人）の役員の登記されていないことの証明書

14-2 法定代理人が個人である場合

<提出書類>

- ①法定代理人（個人）の住民票抄本（本籍地記載有り、マイナンバー記載無し、外国人の場合は国籍記載）
- ②法定代理人（個人）の登記されていないことの証明書

15 出資者に関する書類

申請者が法人の場合に限り、自社の出資者に関する書類を提出する必要があります。出資者とは、株式総数又は出資総額の5%以上を出資している者を指します。出資者が法人である場合と個人である場合で、それぞれ提出書類が異なりますので注意が必要です。

15-1 出資者が法人である場合

<提出書類>

- ①出資者（法人）の履歴事項全部証明書
- ②出資者が確認できる書類（議事録の写し、株主（出資者）名簿の写し又は同族会社等の判定に関する明細書（法人税申告書 別表2）等）

15-2 出資者が個人である場合

<提出書類>

- ①住民票抄本（本籍地記載有り、マイナンバー記載無し、外国人の場合は国籍記載）
- ②登記されていないことの証明書
- ③出資者が確認できる書類（議事録の写し、株主（出資者）名簿の写し又は同族会社等の判定に関する明細書（法人税申告書 別表2）等）

16 使用人に関する書類

申請者が事業を行う上で使用人を置く場合、使用人に関する書類を提出する必要があります。

<提出書類>

- ①使用人の住民票抄本（本籍地記載有り、マイナンバー記載無し、外国人の場合は国籍記載）
- ②使用人の登記されていないことの証明書
- ③使用人証明書（様式 1-5）

※外国在住により、住民票が取得できない場合は、下記の書類を添付してください。

- ア 日本国籍の場合：戸籍附票（海外在住の記載のあるもの）のついた戸籍抄本又は在外公館で発行される「在留証明書（本籍地（番地まで）記載のあるもの）」等
- イ 外国籍の場合：本国又は居住国の政府もしくは公証人が作成した住所（国籍含む）を証明する書面（これと同視できるものを含む。）

※外国語で作成されたものについては、その訳文も併せて添付して下さい。

※登記されていないことの証明書については、国内に居住していなくても取得可能です。

17 有価証券報告書

直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、これを添付することで、次の添付書類を省略することができます。

<有価証券報告書を提出した場合に省略可能な書類一覧>

- 経理的基礎に関する書類全て
- 定款又は寄附行為の写し
- 履歴事項全部証明書

18 先行許可証

許可申請の5年以内に、産業廃棄物処理業あるいは他の産業廃棄物処理施設の許可を受けている場合は、当該許可証の写しを添付することで、次の添付書類の全部又は一部を省略することができます。この提出する許可証を「先行許可証」といいます。なお、先行許可証の添付により、下記(1)の書類の添付を省略した場合には、様式 1-12 に必要事項を記入して添付し、添付を省略したことを示してください。

- (1) 先行許可証の提出により省略可能となる書類
 - 申請者の住民票の写し、登記されていないことの証明書（個人の場合）
 - 欠格要件に該当しないものであることを誓約する書面（様式 1-4）
 - 法人の役員に関する書類
 - 法定代理人に関する書類
 - 出資者に関する書類
 - 使用人に関する書類
- (2) 先行許可証を添付できる条件
 - ・申請時点において、先行許可証の許可日から5年が経過していないこと。
 - ・先行許可証の許可を受けた際、先行許可証を提出していないこと。

<注意事項>

- 次の許可証（ア～ウ）は、先行許可証として提出することはできません。

ア 先行許可証を提出して許可を受けた場合の許可証

許可証の「規則第〇条の〇第〇項（産業廃棄物収集運搬業の場合は、規則第9条の2第8項）の規定による許可証の提出の有無」の欄が「有」になっている許可証は、先行許可証として提出することはできません。

イ 優良認定を受けて5年を越えた許可証

ウ 産業廃棄物処理施設設置許可を受けて5年を越えた許可証

19 生活環境影響調査結果

環境省が公表している下記の指針に従い、生活環境影響調査を実施してください。

調査に当たっては、調査項目の漏れなどが無いよう、実際の調査に入る前に管轄保健所との調整や下記指針を確認するなど、事前準備を徹底してください。調査結果によっては、生活環境影響に係る許可基準に適合しないものとして不許可となる場合があります。

生活環境影響調査を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を、生活環境影響調査書に記載して下さい。

<環境省が公表している指針>

- ・[廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成 18 年 9 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）](#)
- ・[移動式がれき類等破碎施設の生活環境影響調査に関するガイドライン（平成 26 年 5 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）](#)

20 その他の書類

① 他法令に係る調整経過を記した書類（様式 1-1）

設置予定場所の土地登記簿に記載された地目から、環境関連法規及び、環境関連法規以外の他法令（都市計画法、建築基準法、農地法、農業振興法等）に係る規制の有無を、当該他法令を所管する機関に確認し、規制を受けている場合には、当該機関からの使用許可等もしくはその見通し（申請書の受理等）を記した書類を添付して下さい。

② 周辺地域住民への説明状況を証する書類又は事前協議終了通知書

許可取得後に事業を円滑に進めていくためには、周辺住民の十分な理解が必要ですので、事業場周辺の地域 住民等に事業内容を十分に説明して下さい。その上で、可能な限り、地域住民の同意書や協定書もしくは説明会等の実施状況説明書を添付して下さい。

また、[沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱](#)に基づく産業廃棄物処理施設等（焼却施設、有害物質処理施設、最終処分場等）の設置許可申請にあっては、同要綱に基づく事前協議を行う必要があります。同要綱に基づく事前協議が終了している場合は、事前協議終了通知書を提出して下さい。詳細は同要綱をご参照ください。

③ 施設の所有権・使用権原を証明する書類

施設の売買契約書等を添付し、施設を所有していることを示して下さい。

他人から施設を賃借している場合は、賃貸借契約書等を添付して下さい。なお、当該施設を用いて産業廃棄物処理業を行う予定がある場合は、賃貸借契約書等に記載される賃借の目的に「産業廃棄物処理業に使用する」旨を必ず記載して下さい。

④ 設置場所の所有権・使用権原を証明する書類

施設を設置する土地又は建物の全部事項証明書を添付して下さい。なお、登記上の所有者名義が申請者と異なる場合は、所有者との賃貸借契約書等も添付して下さい。

- ⑤ 非農地証明書又は農地転用申請書の写し
土地の全部事項証明書に記載された地目が畑や田の場合、非農地証明書又は受理された農地転用申請書の写しを添付してください。
- ⑥ 事故時の対応を記した書類
事故時の応急措置や緊急連絡先等を記載した書類を作成してください。
- ⑦ 許可基準等との対比表
設置しようとする施設の構造及び維持管理の内容と、施設の許可基準及び維持管理基準との対比表を添付して下さい。

21 添付を省略した書類の一覧及びその理由を記載した書類

第5章に従い添付を省略した場合、その書類の名称及び添付を省略した理由を記載した書類（様式1-12）を作成し、添付してください。

記載例をアップロードしていますので、参考にしてください。

22 直前に交付された許可証の写し

変更許可申請の場合は、直前に交付された産業廃棄物処理施設設置許可証の写しを添付してください。許可証の裏面に記載がある場合は裏面の写し、別紙がある場合は別紙の写しも忘れずに添付してください。

23 委任状

申請書作成を代理人に依頼する場合、委任状の提出が必須です。

様式は任意としますが、標準的な記載は参考様式をご確認ください。

※行政書士以外の者が申請者を代理して、業として書類を作成することは、行政書士法第19条第1項により禁じられています。

●行政書士法 第十九条（業務の制限）抜粋

行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として第一条の三に規定する業務を行うことができない。

第5章 添付書類の省略について

以下の1～3に基づき添付書類を省略した場合、省略した書類の一覧及びその理由について記載した書類（様式 1-12）を提出してください。

1 有価証券報告書を提出した場合に省略可能な書類

詳細は [23p](#) をご覧ください。

2 先行許可証を提出した場合に省略可能な書類

詳細は [24p](#) をご覧ください。

3 同時に複数の申請・届出を行う場合に省略可能な書類

産業廃棄物（収集運搬業・処分業・処理施設設置）に関する申請書又は届出書（以下、「申請書等」という。）について、2つ以上の申請書等を同時に管轄保健所へ提出する場合、同一の添付資料をそれぞれの申請書等に添付するときは、一つの申請書等にその書類を添付し、その他の申請書等については、「添付を省略した理由書（様式 1-12）」を添付することでその書類の添付を省略することができます。（廃棄物処理法施行規則第 21 条第 1 項）

なお、県における文書管理の都合上、以下の優先順位を定めることとし、優先順位の高い申請書に必要な書類を添付し、優先順位の低い申請書等には「添付を省略した理由書（様式 1-12）」を添付するようにしてください。

<優先順位>

- 1 産業廃棄物処理施設設置許可申請書（設置許可・変更許可）
- 2 産業廃棄物処分業許可申請書（新規許可・更新許可・変更許可）
- 3 特別管理業廃棄物処分業許可申請書（新規許可・更新許可・変更許可）
- 4 産業廃棄物処理施設軽微変更届出書
- 5 産業廃棄物処分業変更届出書
- 6 特別管理産業廃棄物処分業変更届出書
- 7 産業廃棄物収集運搬業許可申請書（新規許可・更新許可・変更許可）
- 8 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書（新規許可・更新許可・変更許可）
- 9 産業廃棄物収集運搬業変更届出書
- 10 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届出書

<注意>

- ・ 優先順位が示されていない申請書等については、管轄保健所又は県環境整備課までご相談ください。
- ・ 「同時に複数の申請・届出を行う場合」とは、同一日に管轄保健所で申請書等を収受することを指します。

参 考 事 項

1 各種公的書類の交付場所について

公的書類の種類	交付場所
住民票抄本	各市町村
所得証明書	
資産（課税）証明書	
納税証明書（法人税・所得税）	各税務署
履歴事項全部証明書	各地方方法務局 ※ 沖縄県内であれば、那覇地方 法務局が所管しています。 【那覇地方方法務局の連絡先】 TEL：098 - 854 - 7951
土地（建物）の登記簿	
登記されていないことの証明書	

2 県が公開している関係様式の一覧

様式名称	書類の内容	様式の種別
様式第 18 号	産業廃棄物処理施設設置許可申請書	省令の様式
様式第 19 号	使用前検査申請書	省令の様式
様式第 22 号	産業廃棄物処理施設変更許可申請書	省令の様式
様式第 23 号	産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書	省令の様式
様式第 24 号	埋立終了届出書	省令の様式
様式第 25 号	廃止確認申請書	省令の様式
様式第 26 号	産業廃棄物処理施設譲受・借受許可申請書	省令の様式
様式第 27 号	合併分割認可申請書	省令の様式
様式 1-1	他法令関係手続書類	県が定めた様式
様式 1-2	資金調達方法	県が定めた様式
様式 1-3	資産調書	県が定めた様式
様式 1-4	申請者が欠格要件に該当しない旨の誓約書	県が定めた様式
様式 1-5	使用人証明書	県が定めた様式
様式 1-10	手数料貼付用紙（設置許可申請、変更許可申請）	県が定めた様式
様式 1-11	手数料貼付用紙（譲受、借受、法人合併・分割）	県が定めた様式
様式 1-12	添付を省略した書類の一覧及びその理由を記した 書類	県が定めた様式
様式 1-13	技術管理者の報告様式	県が定めた様式
様式 4-1	施設の設置及び維持管理に要する資金の総額、 その資金の調達方法を記載した書類	県が定めた様式
様式 6-1	許可申請等取下げ願い書	県が定めた様式

3 産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）について

No	産業廃棄物の種類	換算係数 (t/m ³)
1	燃 え 殻	1.14
2	汚 泥	1.10
3	廃 油	0.90
4	廃 酸	1.25
5	廃アルカリ	1.13
6	廃プラスチック	0.35
7	紙 く ず	0.30
8	木 く ず	0.55
9	繊維くず	0.12
10	動植物性残さ	1.00
11	動物系固形不要物	1.00
12	ゴムくず	0.52
13	金属くず	1.13
14	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
15	鋳 さ い	1.93
16	がれき類	1.48
17	動物のふん尿	1.00
18	動物の死体	1.00
19	ばいじん	1.26
20	産業廃棄物の処理物（13号廃棄物）	1.00
21	建設混合廃棄物	0.26
22	廃電気機械器具	1.00
23	感染性産業廃棄物	0.30
24	廃石綿等	0.30
25	廃水銀等（処分するために処理したものを含む）	13.57

※1 種類によっては換算係数が異なります。詳しくは [（公財）日本産業廃棄物処理振興センターのHP](#) を参照。

※2 「産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について（環産産発第 061227006 号、平成 18 年 12 月 27 日）」及び [（公財）日本産業廃棄物処理振興センターのHP](#) を参照。

4 産業廃棄物処理施設の許可番号について

産業廃棄物処理施設の場合、各都道府県において、独自に許可番号を付しております。

本県においては、許可制となる前の設置届出については「第**号」と、許可制以後の平成年度から平成16年度までは「第96****号」と、許可番号を付しております。平成17度以降は、次のとおり、8桁の許可番号を付しております。

〔許可番号の構成〕

1 7 0 5 0 0 0 1

① ② ③

①年度番号元号の年度を示しています。「17」→「平成17年度」

②西暦番号 西暦（年度）の下二桁を示しています。「05」→「2005年」

③施設番号本県において産業廃棄物処理施設の設置許可を取得する際に、施設ごと固有の番号が付されます。